

事 案 調 書 (決 定 会 議)

審議日 令和8 年 3 月 12 日

案 件 名	相模原市街路樹管理方針の策定について							
所 管	都市建設	局 区	土木	部	路政	課 担当者		内線

事案概要

本市の街路樹は、近年は巨木化・老木化が進み、倒木等による事故をはじめ、安全面での課題が顕在化している。一方で、街路樹は、景観向上や緑陰形成、交通安全機能など、多面的な機能を果たしており、これらの機能を引き続き確保しつつ、事故等の防止を目的に、適正な管理を行う必要がある。

これまで本市では、「相模原市街路樹維持管理計画(H24.3)」等に基づき、街路樹の維持管理を行ってきたが、街路樹を取り巻く状況の変化に対応した新たな管理方針を策定するもの

審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	「相模原市街路樹管理方針」の策定について承認を得るもの
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	安全・安心に移動できる道路環境の充実					
	効果測定指標	街路樹管理計画において検討			施策番号	施策22	
	年度	R7	R8	R9			
	事業効果 年度目標	「街路樹管理方針」策定	「街路樹管理計画」策定	管理計画において検討			

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
実施 内容	●庁議(策定開始)	●庁議(方針策定)	●庁議(計画案)				
	審議会						
	諮問	答申	諮問				
		方針策定	12月部会 12月パブ コメ	方針・計画に基づく街路樹管理			
			計画策定				
		発生材活用方法検討					
		包括管理導入 検討業務委託	包括管理導入 支援業務委託	包括管理の推進			

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
事業費(土木費)		824	24,264					
うち任意分		824	24,264					
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		824	24,264					0
うち任意分		824	24,264					
捻出する財源※2								
一般財源拠出見込額		824	24,264					0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								
税源涵養 (事業の税収効果)								

令和9年度以降の街路樹管理に係る経費は、管理計画において検討

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
実施に係る人工	A	2	2	R8年度調整定数1(対R7:▲1)				
局内で捻出する人工※	B			※R9年度以降は今後検討				
必要な人工	C=A-B	2	2	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要								

SDGs
関連ゴールに○

○

日程等
調整事項

条例等の調整

なし

議会提案時期

報道への情報提供

資料提供

パブリックコメント

なし

時期

議会への情報提供

資料提供

令和8年3月

事前調整、検討経過等

調整部局名等

調整内容・結果

調整会議(R7.5.26)	街路樹管理方針・計画の策定に向けた今後の取組等について
街路樹の管理方針・計画の策定に関する審議会	第1回～第4回(R7.10.30、11.19 / R8.1.14、2.26) 諮問: 今後の街路樹管理の在り方について(R7.10.30) 答申: 相模原市街路樹管理方針(案)(R8.2.26)
関係課長打合せ会議(R8.2.26)	相模原市街路樹管理方針の策定について
調整会議(臨時開催)(R8.3.9)	相模原市街路樹管理方針の策定について

備考

資料のカラーユニバーサルデザイン確認済み

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R8.3.9	(庁議種類) 調整会議
(庁議結果)	原案のとおり上部会議に付議する。	
【パブリックコメントについて】		
○(総務法制課長)パブリックコメントは計画策定段階で実施とのことだが、そこで方針の内容に意見があった場合には対応できるか。		
→(路政課長)方針策定に当たっては審議会から答申を受領しており、他市事例においても概ね同じ方向性である。方針に対する意見が出れば対応しなければならないと考えているが、実際には、具体的な路線についての意見が多いのではないかと想定している。		
→(総務法制課長)対応できないわけではないということか。		
→(路政課長)そのとおりである。		
○(政策課長)確認だが、今回提案している方針は部門別計画に当たるものか。また、パブリックコメントは個別の施設計画で実施するとのことだが、計画に落とし込む際には、具体的な路線名などが出るイメージか。		
→(路政課長)本方針は部門別計画に当たる。個別の施設計画の内容について、例えば町田市では、対応策を市内路線ごとに色分けをして分かるように示しているため、本市でも同様の内容としたい。		
→(政策課長)今回パブリックコメントを実施しない理由は、個別の施設計画策定時に実施した方が、より意見が出やすいためという趣旨で正しいか。		
→(路政課長)そのとおりである。今のタイミングで実施しても、総論には賛成するが、具体的な路線がどうなるのかという意見が出ると想定される。それに対しては、来年度の計画で検討するという回答に留まり、建設的なやり取りではないと考える。		
→(政策課長)承知した。総務法制課長とのやり取りにもあったが、方針について意見が出ても対応は可能ということで良いか。		
→(路政課長)そのとおりである。		
【街路樹管理方針(案)について】		
○(マーケティング課長)説明資料9ページ取組方針に記載の「持続可能な管理に向けた担い手の確保育成」について、考え方や具体的な内容は何か。		
→(路政課長)市内造園業者はもちろん、学校やボランティア団体との連携による取組を実施する。また、審議会では、「私たちの街路樹」という認識で審議を行っているため、「街路樹は市民のものでもある」という考えのもと、市のみではなく、市民や沿道にある企業を巻き込んだ維持管理を行うための取組を実施したい。		
○(政策課長)説明資料12ページ管理目標に記載の「幸せな樹形」は、国で定めがあるものを準用しているものか。		
→(路政課長)「目標樹形イメージ」は、都市緑化ハンドブックから引用したものである。木の種類によって枝の大きさや張り出しなどが異なるため、それらを考慮して管理することの表現である。		
○(政策課長)今後取組を進めるに当たり、基本的には市内造園業者で対応が可能か。		
→(路政課長)対応可能であると考えている。		
○(財政課長)計画期間は何年間か。		
→(路政課長)方針には計画期間に関する項目を設けていない。個別の施設計画は概ね10年程度になることを想定しているが、期間を定めるかどうかは、樹木の成長スパンなどをみて判断する必要があるため、計画を策定する段階で検討していく。		
○(財政課長)関係課長打合せ会議でも発言をしているが、予算要求タイミングについては留意いただきたい。		
○(中央区役所区政策課長)説明資料16ページ対応策に記載の「自治会・近隣住民からの要望等の反映」とは、こういったイメージを持っているのか。		
→(路政課長)例えば、市道市役所前通は、中央区のみならず市としてもシンボルの通りであり、景観重要樹木にも指定しているため、地域の方の思い入れなどがあると考え。一方で、その他の並木通りなどは、枝葉や落ち葉処理の問題があると想定している。そういったそれぞれの意向について、必要に応じてまちづくり会議で説明を行ったり、説明会を開催するといった対応も考えている。		
【その他】		
○(アセットマネジメント推進課長)長寿命化経費は5次経費となるが、本件について該当する特定財源はないのか。		
→(路政課長)九都県市首脳会議による要望活動でも、国に特定財源による支援について要望を行っているが、維持管理という性質上、課題が大きいという回答であった。ただ、道路の機能向上など、街路樹の維持管理だけではない要素があれば、特定財源の活用も考えられるとの意見はあった。		
→(アセットマネジメント推進課長)剪定作業を行う場合、道路の構造物としてガードレールや標識と同一の予算科目となるのか、あるいは、単独の科目となるのか。		
→(路政課長)予算の持ち方はこれから調整が必要であると考えている。現時点ではほぼ1次経費となっているが、このあと審議いただく道路施設の長寿命化と合わせて、5次経費とすることも検討する必要があると考えている。		

相模原市街路樹管理方針の策定について

第1章 はじめに

第2章 街路樹の現状と課題

第3章 目指すべき将来像・基本的な考え方

第4章 取組方針・具体的な取組施策

第5章 持続可能な管理に向けて

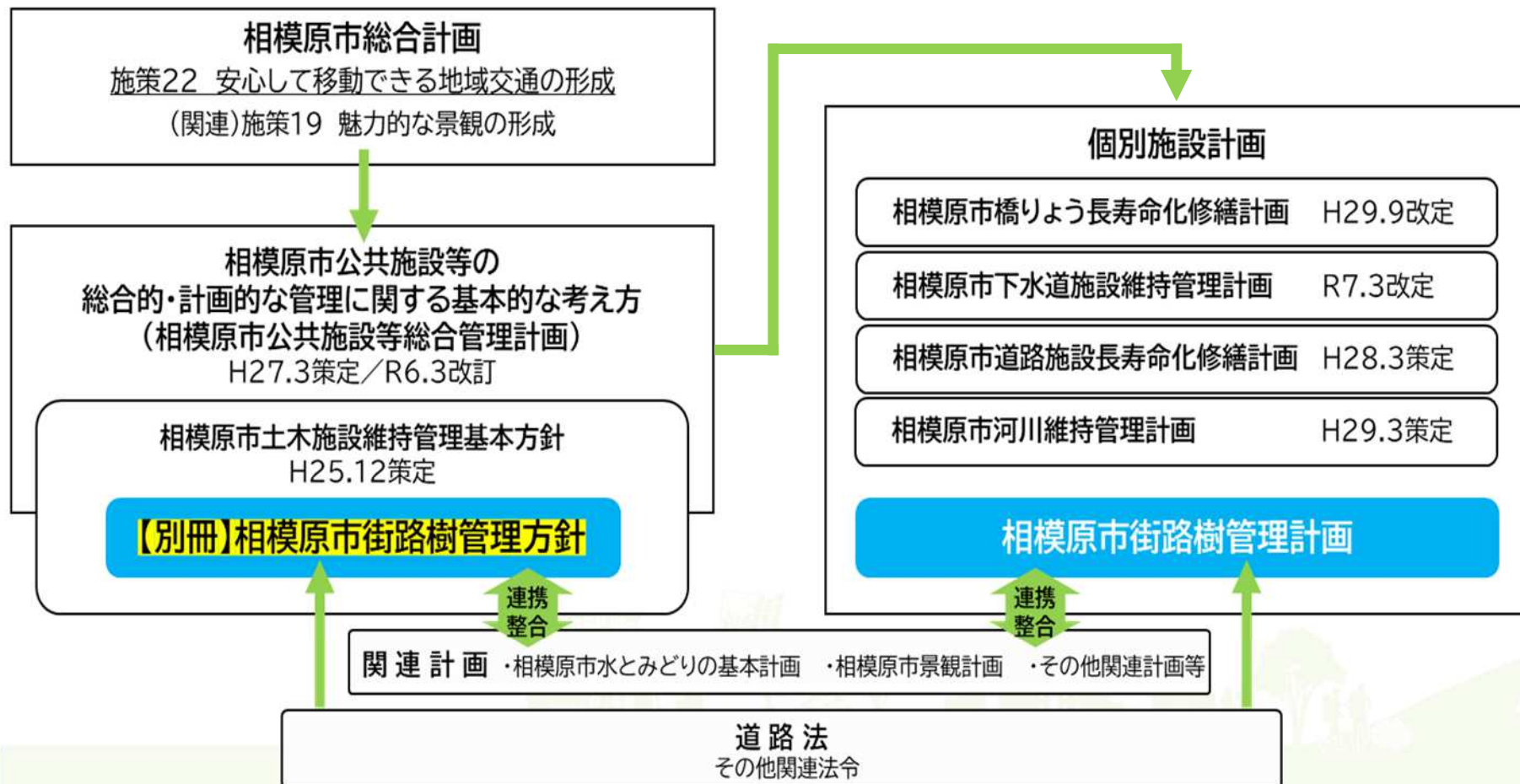
都市建設局 土木部 路政課
令和8年3月12日 決定会議



街路樹管理方針の目的と位置づけ

- 本市の街路樹は、植栽から約70年を経過する樹木もあるなど、近年は巨木化・老木化が進み、倒木等による事故をはじめ、安全面での課題が顕在化している。
- 一方で、街路樹は、良好な都市景観の形成や緑陰等による温暖化対策など、多面的な機能を果たしており、これらの機能を引き続き確保しつつ、事故等の防止を目的に、適正な管理を行う必要がある。
- これまで本市では、「相模原市街路樹維持管理計画(H24.3)」等に基づき、街路樹の維持管理を行ってきたが、街路樹を取り巻く状況の変化に対応した新たな管理方針を策定するもの

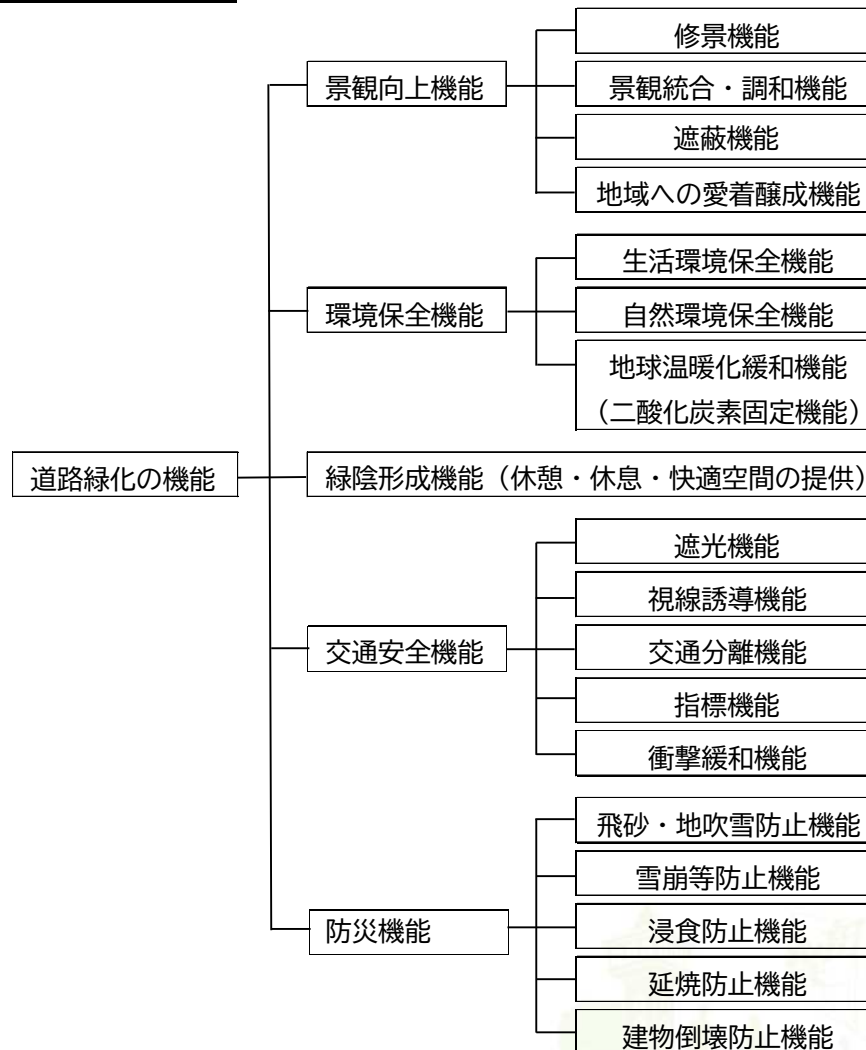
計画体系



街路樹とは

- 道路用地の植樹帯、植樹ます、分離帯の中に列状に植栽される樹木で、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第2項第2号で道路の附属物として「道路上の並木で道路管理者の設けるもの」と規定されている。

街路樹の役割・機能



修景



遮蔽



生活環境保全



街路樹による「風の道」の形成
ヒートアイランド対策



緑陰の形成



休憩空間の提供



交通分離



視線誘導



飛砂防止

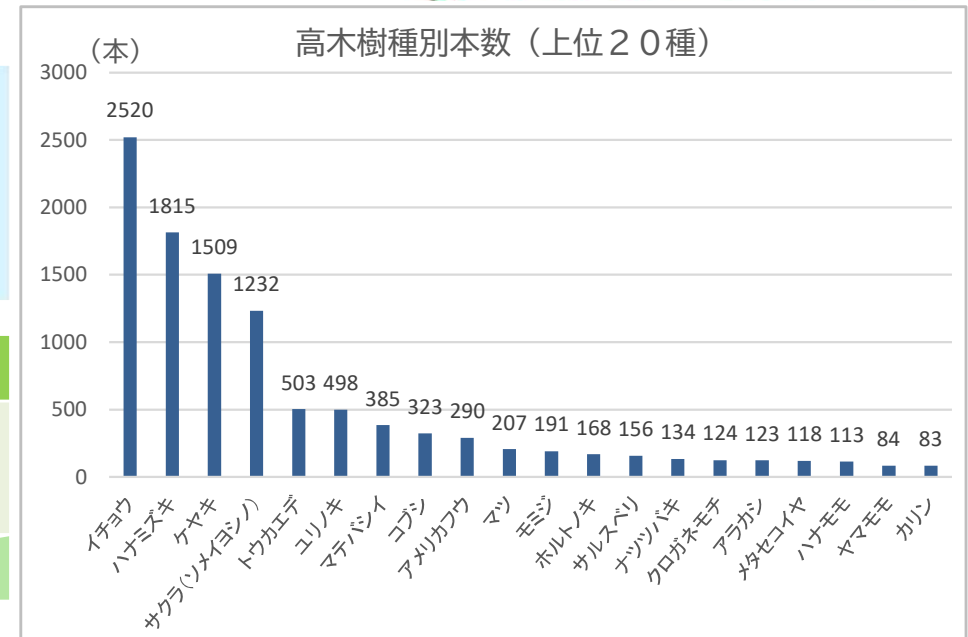


建物倒壊防止

市内の街路樹の状況

- 市内の街路樹(R7.8時点)の状況は、高木が11,378本、中木が587本で、整備路線数は234路線
- 高木の樹種別本数は、イチョウが最も多く、次にハナミズキ、ケヤキ、サクラ(ソメイヨシノ)、トウカエデ、ユリノキの順

樹木区分	本数	路線数
高木	11,378本	234路線
中木	587本	
合計	11,965本	



現状の課題

事故リスク等の増加

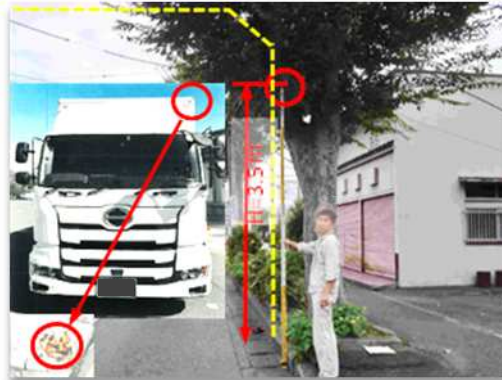
- 本市の街路樹は、植栽後70年を経過する樹木もあり、様々な課題が発生している。
 - ・老木化等による倒木事故の発生
 - ・交通安全施設や電線等への影響、見通しの悪化
 - ・道路空間や沿道、周辺環境との調和
 - ・枯れ枝の落下や張り出した枝による事故の発生
 - ・根上がりや歩道幅員が狭小なことによる通行の支障
 - ・沿線住民等への負担の増加

管理瑕疵事故発生件数(H27年度～R6年度までの10年間) ※市に過失がある事故件数で、このほか管理瑕疵に至らない事故も発生している。

	倒木	枝の落下	枝の張り出し	汚水ますへの根の侵入	計
管理瑕疵件数	2	11	7	1	21



現状の課題



張り出した枝による接触事故



歩道有効幅員が狭い



倒木事故



街路樹により信号機が隠れている



街路樹により見通しが悪くなっている



強剪定による景観の悪化



根上がりによる舗装の亀裂



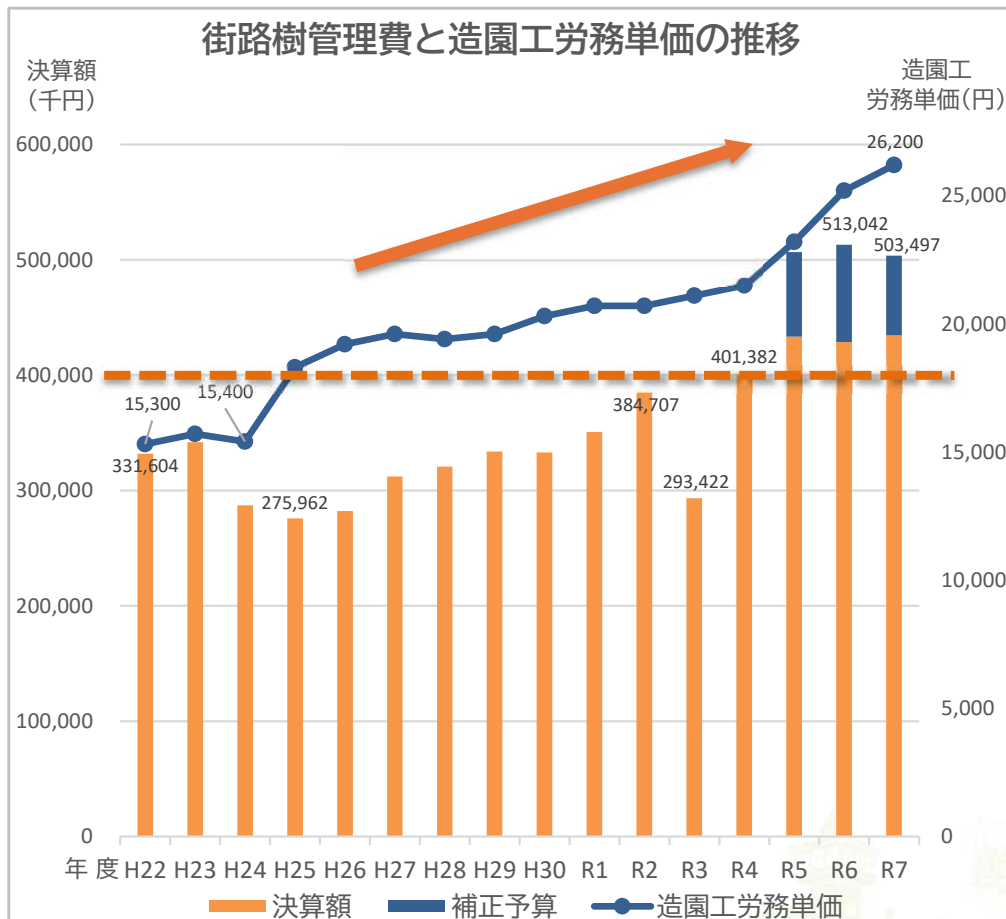
街路樹の根茎が下水管内に侵入

現状の課題

維持管理におけるリスクの増加

●街路樹等維持管理費の推移

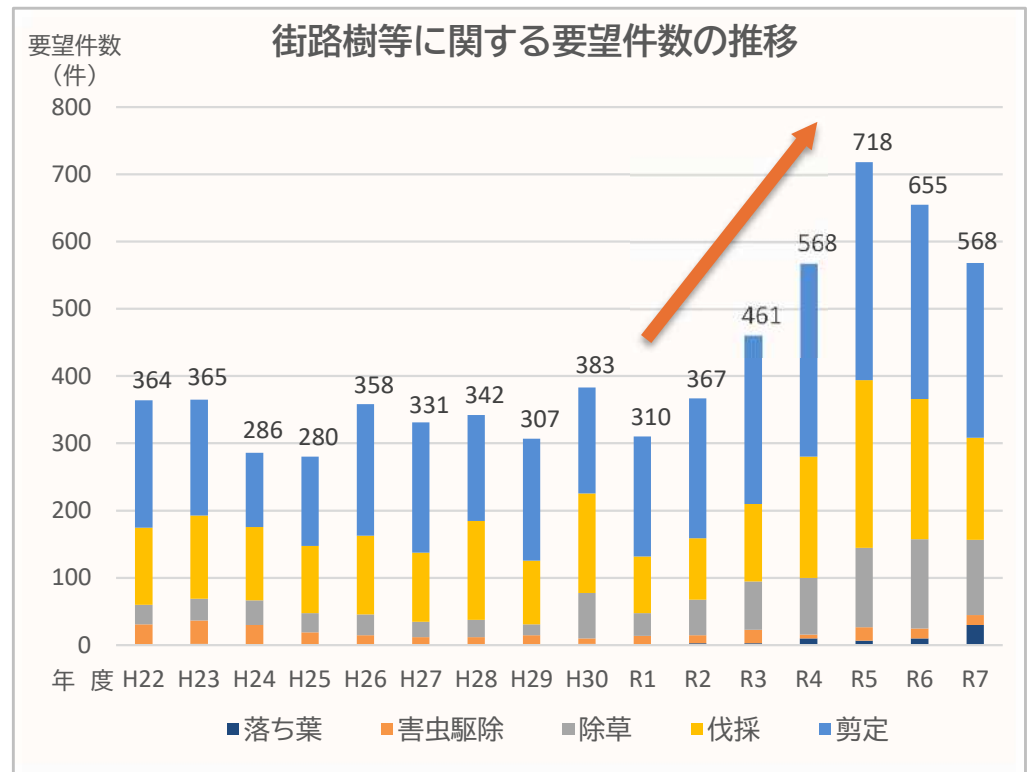
今後も労務・資材費の高騰が想定される中、街路樹管理に必要な予算を確保し、効率的・効果的に管理を行うことが課題



出典：国土交通省公共工事設計労務単価
 ※補正予算は倒木事故等による緊急対応経費
 ※令和7年度は予算額

●街路樹等に関する要望の増加

樹木の成長などに伴って、剪定や伐採等の要望が増える傾向にあり、令和6年度には元年度の2倍を超える要望件数となり、現場での対応業務が増加



※令和7年度は
令和8年1月末時点

管理業務や市民要望等には、主に土木職職員が対応しているが、本市の技術職員は平成29年度をピークに減少しており、事務負担が増加している。

目指すべき将来像

安全・安心な道路環境を守り 都市の魅力を育む 人も街路樹も幸せなまち相模原

- 道路本来の基本的な機能を確保するとともに、街路樹による良好な都市景観のための並木の形成など本市の魅力向上に資するよう、道路と街路樹の双方の機能が調和し、それらの機能を十分に発揮させる必要がある。
- 一方で、植栽から70年を経過する樹木もあり、街路樹に起因する事故の発生防止や、維持管理に要するコストの縮減などにも取り組んでいく必要がある。
- こうしたことから、街路樹については、現状有している様々な機能を維持しつつ、安全・安心な道路環境と都市の魅力向上とを両立させるとともに、将来にわたり継続していくため、街路樹の量の拡大から質の向上への転換を図ることなどの視点で「目指すべき将来像」を設定する。



基本的な考え方

① 事故防止と安全な通行環境の確保

- 倒木・落枝事故の防止
- 安心して通行できる環境の確保
- 信号機、道路標識等の視認性の確保
- 交差点や横断歩道での見通しの確保

② 良好な都市環境の形成

- 都市の魅力向上や地域振興につながるシンボル並木の形成
- 道路空間との調和のとれた並木の形成
- 街路樹の持つ多様な機能をいかした並木の形成

③ 量の拡大から質の向上への転換

- 「幸せな樹形」の実現・配置の適正化
- 過密化や周辺の緑との競合の解消
- 沿線住民等への負担の軽減
- 電線、管きょ等道路占用物件との離隔の確保
- 効率的な維持管理の実現と担い手の確保育成



取組方針

目指すべき将来像・基本的な考え方の実現に向け、3つの取組方針を定める。

目指すべき
将来像

安全・安心な道路環境を守り都市の魅力を育む
人も街路樹も幸せなまち相模原

基本的な
考え方

- ① 事故防止と安全・安心な通行環境の確保
- ② 良好な都市環境の形成
- ③ 量の拡大から質の向上への転換

取組方針

方針1
安全性の確保

- ・ 倒木等を防ぐための樹木点検・診断の実施
- ・ 安全な通行を確保するための剪定、更新、伐採

方針2
シンボル並木の形成

- ・ シンボル並木の選定
- ・ 並木の形成、存続のための計画的な更新等

方針3
持続可能な管理

- ・ 「幸せな樹形」の実現等に向けた計画的な更新等
- ・ 予防保全的な管理等の実現に向けた計画的な更新等
- ・ 持続可能な管理に向けた担い手の確保育成

取組方針（対象路線等の考え方）

方針1 安全性の確保

- ・倒木等を防ぐための樹木点検・診断の実施
- ・安全な通行を確保するための剪定、更新、伐採

（1）剪定・更新対象路線等の考え方

●剪定・更新対象路線等は、下表のいずれかとする。

	内 容
①	倒木等による事故が起きている路線
②	通行に支障となる樹木がある路線
③	植樹帯等から根元がはみ出している、又は根上がりや地下埋設物への影響がある路線
④	信号機、道路標識、道路照明灯、道路反射鏡等の支障となる樹木

（2）伐採対象路線等の考え方

●伐採対象路線等は、下表のいずれかとする。

	内 容
①	樹木の点検・診断の結果、伐採が必要な樹木
②	歩道幅員が狭く有効幅員(2.0m)を確保できていない路線（低木、植栽帯を含む）
③	街路樹の幹が信号機、道路標識、道路照明灯、道路反射鏡等の支障となる樹木
④	交差点付近や沿道にある公共施設等の出入口部分で、見通しを悪くしている樹木（低木、植栽帯を含む）

※対象路線は、樹種、路線延長、路線の状況等により区間を区切る場合がある。



取組方針（対象路線等の考え方）

方針2 シンボル並木の形成

- ・シンボル並木の選定
- ・並木の形成、存続のための計画的な更新等

方針3 持続可能な管理

- ・「幸せな樹形」の実現等に向けた計画的な更新等
- ・予防保全的な管理等の実現に向けた計画的な更新等
- ・持続可能な管理に向けた担い手の確保育成

対象路線の選定の考え方

- 下表のいずれかの要件を満たすものから選定する。

	要 件
①	本市の魅力向上や地域振興に寄与している路線
②	景観法に基づく景観重要樹木に指定している路線
③	地域のシンボル並木としてイベント等に活用されている路線
④	街路樹名が道路の愛称や路線名となっている路線

対象路線等の考え方

- 「方針1・2」の対象路線等を除く街路樹を対象とする。
- 下表のいずれかに該当する路線等を優先して対応する。

	内 容
①	植栽間隔が狭く適正な植栽間隔への対応が必要な路線
②	樹木の成長により植栽ます内に収まらなくなっている樹木
③	道路空間や沿道状況に比べて巨木化している路線
④	公園等沿道環境と競合する樹木
⑤	落ち葉による排水障害や害虫などが発生しやすく苦情が多い路線
⑥	電線、管きょ等の道路占用物件に影響のある路線

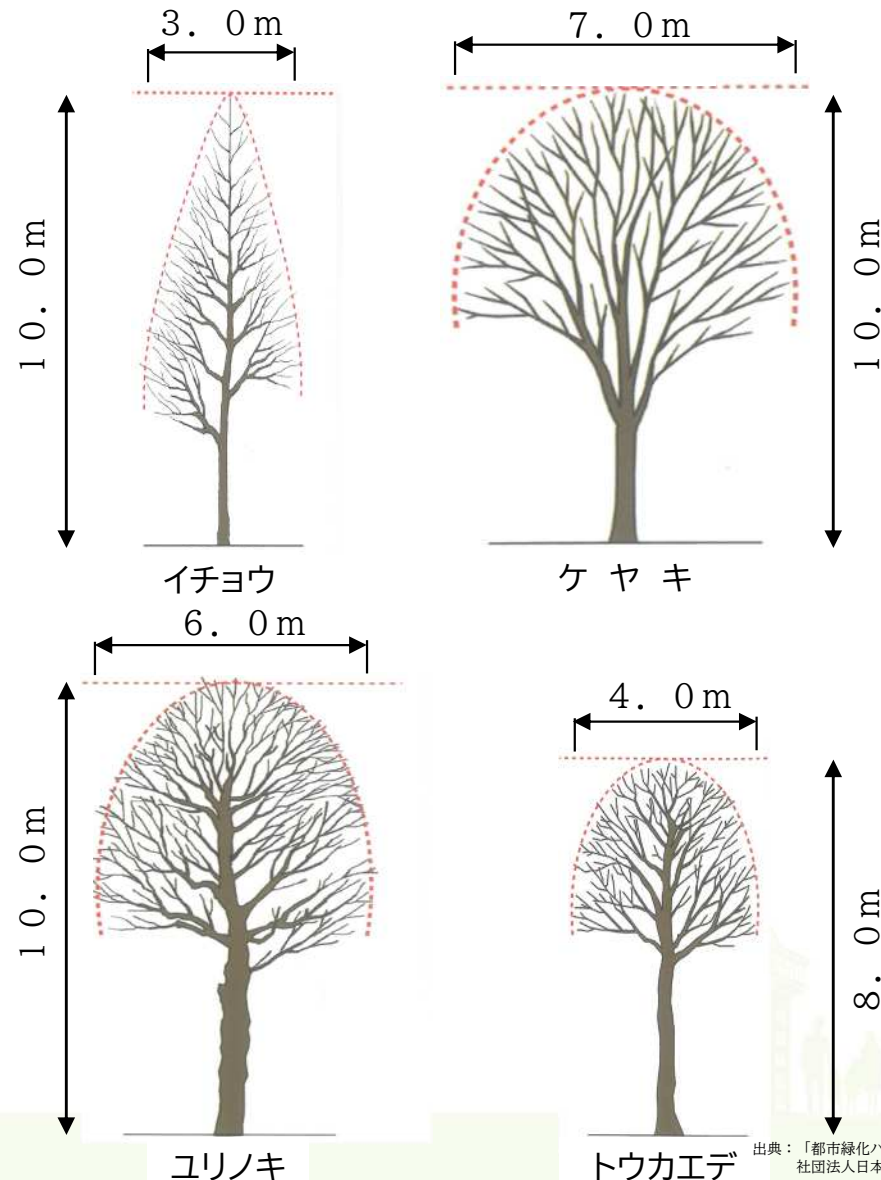
※対象路線は、樹種、路線延長、路線の状況等により区間を区切る場合がある。

具体的な取組施策

管理目標

●樹種ごとの「幸せな樹形(目標樹形)」イメージ

※樹種ごとの標準的な樹高とした場合の目標樹形



●目標樹形を保つための剪定頻度

剪 定 頻 度	樹 種
毎年の剪定対象樹種	シダレヤナギ、プラタナス、ユリノキ
無剪定又は適宜の軽剪定の対象樹種	アカエゾマツ、ハナミズキ、ブンゲンストウヒ、メタセコイヤ
2年毎を目安に剪定する樹種	上記以外の樹種

出典：「街路樹剪定ハンドブック」P57
一般社団法人日本造園建設業協会を基に作成

※特定の樹種や路線に応じた目標樹形を定める場合などは、上表によらず剪定頻度を別に定めます。

●目標樹高を考慮した植栽間隔

樹 種	目標樹高(m)	植栽間隔(m)
イチョウ	10	6
ケヤキ	10	14
ユリノキ	10	12
トウカエデ	8	8
ハナミズキ	6	8
サクラ(ソメイヨシノ)	8	16
マテバシイ	8	12
アメリカフウ	10	10
メタセコイヤ	10	6

出典：「都市緑化ハンドブック」P95～
社団法人日本造園建設業協会

具体的な取組施策

対応策

●対応策①

並木の形成【剪定+間伐(方針1～3に対応)】

- ・巨木化した結果、枝の重なり合いなどから、枯れ枝が発生して落下事故につながる。
- ・事故の発生を防止するためにも、適切な植栽間隔となるよう間伐を行うとともに、樹高の抑制、目標樹形に向けての剪定を行うことにより安全で良好な美しい並木を形成

●対応策②

並木の再生【伐採+更新(異種)(方針1, 3に対応)】

- ・巨木化・老木化により、腐朽による倒木の危険や根上がり等による歩行者通行環境の悪化など、安全面での課題が多く発生
- ・今後の維持管理を考慮し樹種変更により街路樹の持つ並木としての機能を維持



樹木の適正配置による
並木の形成



巨木化した樹木を樹種
変更し並木を再生



具体的な取組施策

対応策

●対応策③

並木の存続【間伐+更新(同種)(方針1～3に対応)】

- ・道路の愛称や路線名として樹木名が用いられている路線もあり、地域での愛着や並木の形成に寄与している。
- ・間伐し適正な植栽間隔とするとともに、一定の期間で計画的に同種樹木への更新を行い、美しい街路樹として継続的に並木の機能を維持



市内の並木の事例

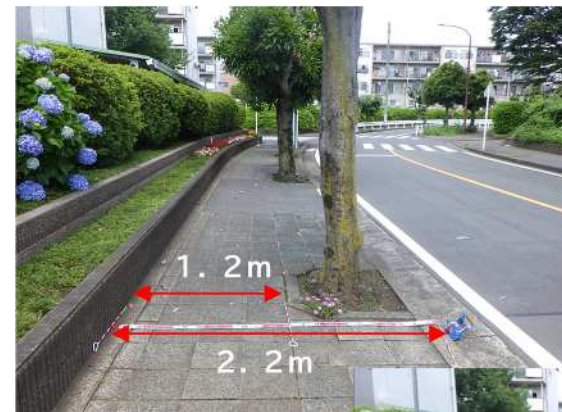


●対応策④

安全性の確保【伐採(方針1, 3に対応)】

- ・歩道の有効幅員(2.0m)を確保できていない箇所があり、また、信号機や道路標識が見えなくなっている箇所や、交差点での視距が確保できない路線も顕在化
- ・安全な通行環境を確保するため、地域等への周知を行った上で伐採することとする。

※危険性を加味し緊急性の高いものは速やかに対応



有効幅員(2.0m)が確保できず通行に支障



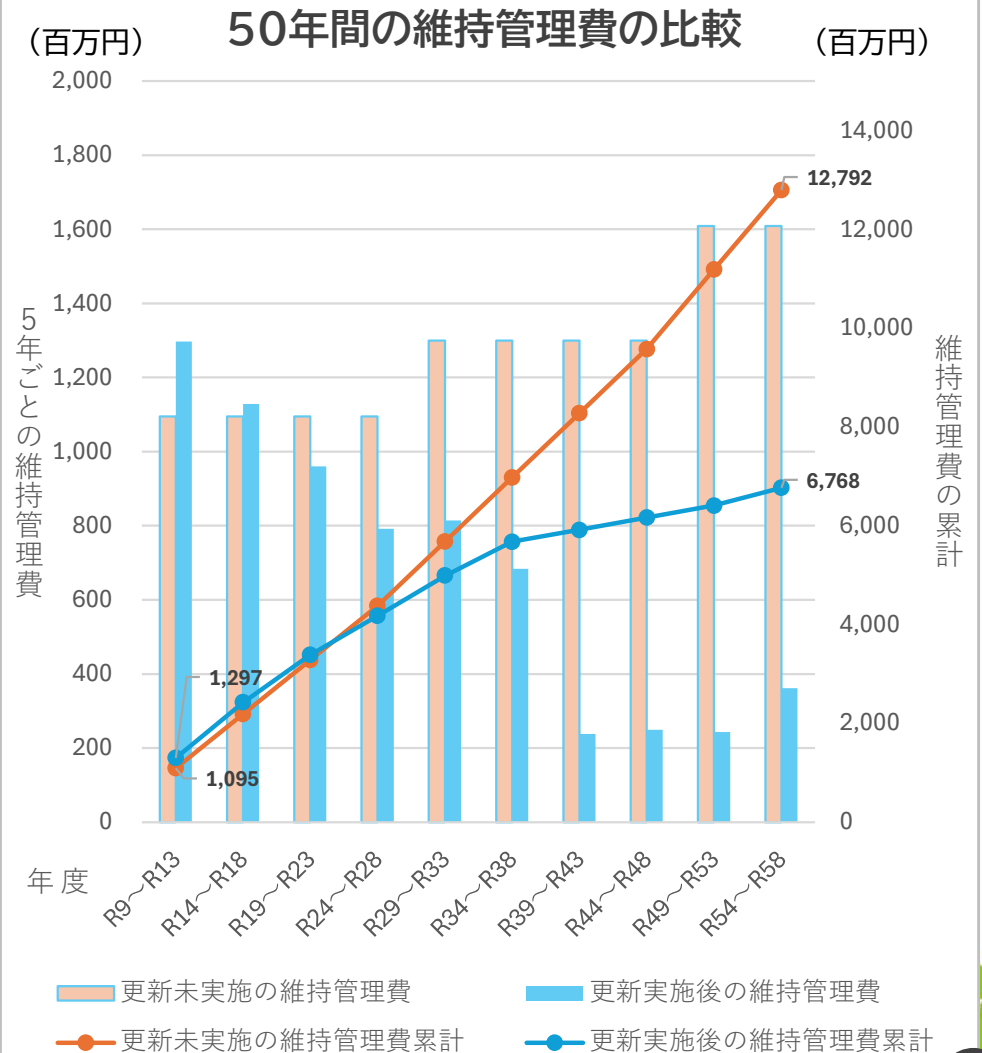
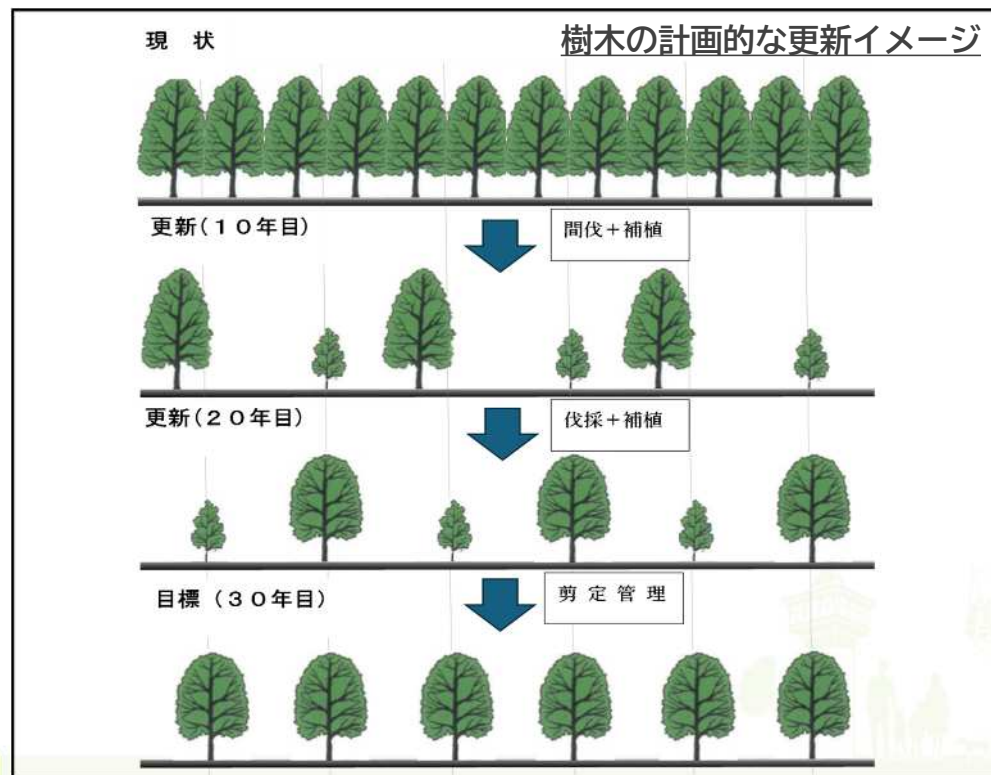
具体的な取組施策

対応策③に関連する経費試算結果＜参考＞

●今後50年間の維持管理費の推計結果では、現在と同様の維持管理を続けた場合には、約128億円（年平均約2.5億円）の維持管理費がかかる一方で、以下に示す条件に従い、樹木の計画的な更新等による管理を行った場合には、約68億円（年平均約1.3億円）となり、50年間で約60億円の維持管理費の縮減が期待できる。

設定条件

- ・管理樹木のうち植栽割合の多い樹木（イチヨウ、ケヤキ、ユリノキ）における高木剪定費用を計上
- ・樹木の目通り（1.2mの高さでの幹周）は、20年で剪定単価の規格が1ランク上昇（太くなる）
- ・更新樹木の管理は5年目から開始
- ・伐採樹木の伐根、歩道の改修工事等や、物価・人件費等の上昇は見込まず



※左上の設定条件を基に算出しており、詳細は管理計画にて精査を行う

具体的な取組施策

対応策

●対応策⑤－1

官民連携に向けた取組【方針1～3に対応】

- ・「街美化アダプト制度」の推進
- ・市民通報アプリ「パッ！撮るん。」の活用



花壇の整備



市民通報アプリ
「パッ！撮るん。」

●対応策⑤－2

市民理解の醸成【方針1～3に対応】

- ・伐採・更新時の市民等への周知
- ・自治会・近隣住民からの要望等の反映

桜並木を守り、未来へつなげるために
桜並木の更新を行います

わたしは、さくらの木です。この場所で約70年間、春にはたくさんの花を咲かせてみなさんを楽しませ、夏には暑い日差しを避ける木陰をつくって、喜ばれてきました。

でも、この前の健康診断で、わたしのからだには空洞があることがわかりました。このままでは、近いうちに倒れてしまうおそれがあるそうです。

わたしが倒れてしまうと、近くの人やものに迷惑をかけてしまうので、残念ですが引退（伐採）して、若いサクラの木と交代（補植）することにしました。

若いサクラは、ほかの仲間と協力して、変わらない美しいサクラ並木を見せてくれると思います。

今まで、大切に見守ってくれて、ありがとう。



相模原市役所〇〇土木事務所

伐採した樹木の有効活用

- 伐採した街路樹についても、幸せな形で締め括ることができるよう、机の天板やテーブル、スツール、資源などに活用できる手法について検討
- 発生材等の有効活用にあたっては、民間事業者等の知見を借りつつ、環境に配慮して、主に市の区域内で加工・利用ができないかを模索する。



ベンチ



ウッドチップ

その他の管理手法

- より効率的・効果的に維持管理を実施できるよう、積極的に新技術を取り入れるとともに、民間事業者と連携した複数年契約による管理委託や、街路樹に関する様々な業務を包括的に委託する手法について事業者などの意見も踏まえ検討

<従来の管理>

- ・年度ごと、箇所ごとによる個別管理

<これからの管理>

- ・複数年契約による継続性のある管理
- ・業務を包括した効率的な管理

街路樹剪定士、樹木医、造園施工管理技士等の
の資格要件を検討

相模原市街路樹の管理方針・計画の策定に関する審議会

(1) 委員名簿

(50音順・敬称略)

	所属団体等	氏 名	備 考
1	千葉大学 グランドフェロー	池 邊 このみ	会 長
2	相模原造園協同組合 理事	石 川 正 典	
3	F・Cボランティア 代表	伊 藤 紀 子	
4	公募委員	伊 藤 裕 子	
5	特定非営利活動法人みどりの お医者さん 理事	梅 澤 将 司	
6	日本大学 教授	大 沢 昌 玄	副会長
7	多摩美術大学 教授	田 嶋 豊	
8	公募委員	辻 野 泰 子	
9	相武国道事務所 事務所長	宮 本 雄 一	
10	相模原市自治会連合会 理事	吉 田 貴 亮	
11	公募委員	若 山 美代子	

(2) 審議経過

会 議	開催日	審議の内容
第1回	令和7年 10月30日 (木)	・街路樹管理方針の位置づけ ・街路樹とは ・街路樹の現状と課題 ・課題等の事例紹介(相模原警察署) ・スケジュール・進め方 ・意見交換 ・現地視察(市役所前通ほか)
第2回	11月19日 (水)	・第1回審議会の振り返り ・基調講演(国土交通省 国土技術政策総合研究所 社会資本マネジメント研究センター 緑化生態研究室) ・事例紹介(国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所) ・目指すべき将来像・基本的な考え方 ・取組方針
第3回	令和8年 1月14日 (水)	・第2回審議会の振り返り ・他都市の取組事例紹介(東京都町田市 他) ・取組方針(対象路線等の考え方) ・具体的な取組施策 ・持続可能な管理に向けて
第4回	2月26日 (木)	・第3回審議会の振り返り ・答申について ・今後のスケジュール・進め方 ・相模原市街路樹管理計画の策定に向けて
答申書 提 出		・市長に答申書を提出

○開催日：令和8年3月12日

○開催場所：第1 特別会議室

○案件名：相模原市街路樹管理方針の策定について

○担当課：路政課

○出席者： ■：出席 □：欠席 (代)：代理出席

(庁議構成員)

■市長公室長 ■総務局長 ■財政局長 ■政策部長 ■シビックプライド担当部長

■財政部長 ■緑区副区長 ■中央区副区長 ■政策課長 ■総務法制課長 ■財政課長

(担当課)

■都市建設総務課長 ■路政課長

(1)主な意見等

○(政策部長)パブリックコメントは、今回の方針ではなく、相模原市街路樹管理計画を策定する段階で実施するとのことであるが、策定する計画に具体的な路線名が出るため、市民にとってわかりやすいのではないかと判断した。

→(路政課長)そのとおりである。方針の段階でパブリックコメントを行う場合は、総論賛成というような形になりがちである。今後、具体的に対象路線や区間を計画として定めようとしており、そちらでご意見を伺った方が市民も意見しやすいと判断した。

○(政策部長)平成24年3月に策定した相模原市街路樹維持管理計画は廃止し、新たに相模原市街路樹管理計画を策定するということであるが、この計画は、相模原市公共施設等総合管理計画に位置付けられるという認識でよろしいか。

→(路政課長)相模原市街路樹管理方針は、相模原市公共施設等総合管理計画の中に位置付けられる。一体化させるかは調整させていただきたい。

○(政策部長)長寿命化や維持管理については管理計画に位置付けるのだと思うが、予防保全的な管理といった内容も記載されていることから、補助金や起債を踏まえ、アセットマネジメント推進課に相談いただきたい。

→(都市建設総務課長)個別施設計画は総合管理計画に位置付くものとして考えている。

○(シビックプライド担当部長)説明資料4ページに234路線とあるが、全て計画に載せるという認識でよろしいか。

→(路政課長)そのとおりである。

→(財政局長)減らすという考えはないのか。

→(路政課長)減らしていく。

→(財政局長)どの程度まで減らすのか。

→(路政課長)想定として、例えば交差点の前後や横断歩道の前後、或いは歩道の幅員が2mに満たないようなところに植えられた街路樹は基本的に伐採を考えている。想定では今のところ1,800本ほど減らす見込みである。

○(財政局長)倒木などの危険が伴うことや、安全確保が取れないといったことは理解できるが、路線の街路樹そのものをやめるという考えはないか。

→(路政課長)そのような対象も出てくるものと想定している。歩道の幅員が2m確保できていない街路樹は、基本的には伐採するという考え方である。

○(中央区副区長)説明資料9ページの方針2について、シンボル並木の形成は各区においてそれ

ぞれ魅力として発信しており、地域の愛着やまちのイメージに繋がっていくものである。巨木化などが心配されることから、こうした方針に基づいて末永く維持していただけるため、方針に含めていただいたことに感謝する。今回の方針は、新たなシンボル並木を形成することは想定しておらず、今ある並木を対象とするものか。

→(路政課長)シンボル並木の想定としては、既存の並木の中で、イベントなどで活用されている並木などを想定している。今後、新しく道路が形成され、新たに街路樹を植えるといった案が挙げられれば、その時に検討したい。

→(中央区副区長)その際は各区も関わらせていただきたい。

○(中央区副区長)また、言葉の確認であるが、点検・診断とあるが、街路樹診断の対象となるのは、桜とブナ類の2種のみか。

→(路政課長)基本的にはそのとおりである。

→(中央区副区長)点検はまた別か。

→(路政課長)点検は普段からの目視などのパトロールも含めて行っており、診断は実際に樹木医の診断や点検などで引っかけたもの、或いはシンボル並木となったものは少し手厚くするという考えである。

○(中央区副区長)点検はどのようなことを行っているのか。

→(路政課長)基本的には目視である。

○(中央区副区長)危険が懸念されるような通学路や住宅密集地を優先的に点検するといった考え方はあるのか。

→(路政課長)基本的には、広い幅員の道路に街路樹が集まっている。通学路内で問題ある箇所に関しては、教育委員会と連携しながら調整していきたい。

○(緑区副区長)緑区の若葉台住宅にはイチョウ並木があり、恐らく幅員は2mに満たないのはいか。そうすると全て伐採するのか。

→(路政課長)考え方としてはそのとおりである。伐採に当たっては、地元の方とも話し合いながら考えていきたいが、例えば、全ての街路樹が伐採対象となり得るようなところに関しては、本来幅員が2mなければ現行の基準を満たさないところであっても、少し残してどこかですれ違いができる箇所を作るといった考え方もある。

(2)結 果

○原案のとおり承認する。